

# レツツ通信 No.199

令和8年1月4日

理事長 塚本 なおみ



新年明けましておめでとうございます。

皆さまにおかれましては輝かしい新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

旧年中は当クラブの創立20周年記念事業も度重なり、ご尽力・ご支援をいただきまして、誠にありがとうございました。

本年もより一層、クラブ運営に精進して参りますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

## 《ご案内》 2月無料体験会

令和8年度一般スポーツ教室受講の参考に！

◆予約受付：1月19日（月）から先着順

（場所：体育室・アリーナ・研修室）

※お一人につき3教室（1教室1回限り）までの予約ができます。

教室名	曜日・時間	定員	体験日	教室名	曜日・時間	定員	体験日
ヨガ月曜	月	12:30~13:30	3	ピラティス 託児有 バウンドテニス 太極拳(24式) やさしいピラティス 太極拳(24式+総合)	木	9:00~10:00	10
やさしいヨガ		13:40~14:40	3			10:00~12:00	5
ボディシェイプ		17:30~18:30	10			10:15~11:30	3
キックエクササイズ		20:00~20:40	10			11:45~12:45	3
グラップリング		20:00~21:30				13:00~14:15	3
ゆっくりズム体操 (60歳以上)	水	9:00~10:15	3	ヨガ木曜 太極拳(初心者) 理学療法士による運動 骨盤スリム ウェーブストレッチング金曜	金	19:30~20:30	3
ウェーブストレッチング水曜		9:30~10:15	3			9:00~10:15	3
もっとゆっくりズム体操 (60歳以上)		10:30~11:40	3			10:30~11:30	3
エアロビクス		10:30~11:30	3			19:15~20:15	10
やさしい完コピダンス		11:45~12:45	10			20:20~21:05	10
気功体操		12:30~13:30	10			ヨガ土曜	14日
アロハフラ		13:00~14:00	10			バレトン	

## ふれあいスポーツ広場 無料

日 時：1月11日（日） 9:30~11:30

場 所：東市民体育館 3階アリーナ

対 象：茨木市民（在学・在勤も可）

持 ち 物：室内履きシューズ、タオル、飲み物、運動のできる服装など

常 設：とび箱、鉄棒、トランポビクス、ラダーゲッター

ボッチャ、クロリティー、ファミリーバドミントン

ニュースポーツ：スローイングピンゴ



スローイングピンゴ



認定特定非営利活動法人 茨木東スポーツクラブ レツツ

〒567-0833 茨木市学園町4番18号

Tel 072-633-5701 Fax 072-633-5980

HPアドレス <https://retssc.com>

うらも  
ご覧ください

## 令和7年12月1日～12月31日までにご寄附をいただいた方々

健康で活力ある地域社会に寄与する目的の当クラブに温かいご支援をいただきました。  
なお、引き続きご協力をお願い申し上げます。

■■■ 様 ■■■■ 様 ■■■■■ 様  
■■■ 様

レツツの広告宣伝としてタオルを作成しました

他に匿名希望の方から3件のご寄附をいただいております。  
ありがとうございました。



## 《予告》教室発表会 2月22日(日)午後 開催

内 容 : 教室発表会



昨年度の様子

アロハフラ  
ヒップホップ（初級・中級・上級）  
太極拳（初心者）  
太極拳（24式）・（24式+総合）・太極剣（32式）  
プレバレエ・バレエ

など

※時間詳細は、次号にてご案内いたします。

## 継続的なご支援をお願いします

認定NPO法人 茨木東スポーツクラブ レツツでは皆さまからの寄附金を広く募集をしています。  
寄附金は、スポーツの場を安価で提供させていただいたり、地域交流等で、スポーツ活動を通して  
地域の皆さまの健康維持に活用しております。  
認定承認を継続する為には毎年度3,000円以上の寄附者数100名以上が必要です。  
「パブリック・サポート・テスト(PST)」の認定基準  
レツツ存続のためにも、引き続きご支援を賜りますようお願い申しあげます。

寄附金額 ◎個人(1口)3,000円 ◎法人(1口)10,000円

不明な点等ございましたら事務局まで

### 税法上の優遇措置とは…〈確定申告等〉

#### 個人の場合では

所得税

①寄附金控除(所得控除)

寄附金額 - 2,000円 = 寄附金控除額

②寄附金特別控除(税額控除)

寄附金額 - 2,000円 × 40% = 寄附金特別控除額

★①寄附金控除(所得控除)または②寄附金特別控除(税額控除)のどちらか有利な方を選ぶことができます。

住民税

自治体により、個人住民税の税額控除が受けられます。

寄附金額 - 2,000円

寄附金特別控除額

都道府県と市・区・町・村  
双方が条例指定した  
場合のみ

相続税

相続した財産のなかから認定NPO法人に寄附した総額は非課税になります。(注:限度額有)

#### 法人の場合では

一般的の寄附金の損金算入額とは別に、

①寄附金の合計額

②特別損金算入限度額 のどちらか少ない限度額が損金に算入されます。

(法人税の損金算入が認められます)

うらもご覧ください